

議案第10号

養父市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
養父市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(養父市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 養父市個人情報保護条例(平成17年養父市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第36条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(養父市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 養父市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年養父市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第35条に次の各号を加える改正規定のうち同条第2号中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第10号 養父市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

第2条 養父市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>第35条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>第35条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該個人情報の提供先</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは<u>条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)</p>